~ 先端設備等導入にかかる固定資産税の特例について ~ 【令和5年3月31日までに取得したもの】

厳しい経営環境下においても投資などにチャレンジする中小・小規模事業者の後押しをするため、町から認定を受けた 先端設備導入計画に基づき取得した設備について一定の要件を満たす場合に、固定資産税の特例措置を設けています。

1. 軽減対象者

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人 ※ただし、大企業の子会社等を除く

2. 適用期間

- (1)~(4) 平成30年6月6日から令和5年3月31日まで
- (5)~(6) 令和2年4月30日から令和5年3月31日まで

3. 軽減対象資産

- 一定期間内に販売されたモデル(中古資産は対象外です)
- ・生産性の向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上するもの

資産の種類	軽減対象資産
(1) 機械•装置	・販売開始から10年以内のもの ・1台または1基の取得価額が160万円以上のもの
(2) 測定工具及び検査工具	・販売開始から5年以内のもの ・1台または1基の取得価額が30万円以上のもの
(3) 器具•備品	・販売開始から6年以内のもの ・1台または1基の取得価額が30万円以上のもの
(4) 建物付属設備	・販売開始から14年以内のもの ・1台または1基の取得価額が60万円以上のもの
(5) 構築物	・販売開始から14年以内のもの ・1台または1基の取得価額が120万円以上のもの
(6) 事業用家屋については、取得価額が	

(6) 事業用家屋については、取得価額が120万円以上の新築家屋及び取得価額が300万円以上の 先端設備とともに導入されたもの

4. 軽減内容

新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分に限り課税標準額をゼロ

5. 申告時の添付書類 (④は事業用家屋がある場合のみ必要)

- ① 認定を受けた「先端設備等導入計画」の写し
- ② 「先端設備等導入計画認定書」の写し
- ③ 各工業会による「生産性向上要件証明書」の写し
- ④ 建築確認済証、建物の見取り図、事業用家屋に設置する先端設備等の購入契約書の写し
- ⑤ 特例適用申告書(町ホームページからダウンロードできます)

※詳しくは中小企業庁ホームページをご覧ください。

問合わせ先 下諏訪町 税務課 資産税係

電話: 0266-27-1111 (内線234) mail: sisan@town.shimosuwa.lg.jp

~ 先端設備等導入にかかる固定資産税の特例について ~ 【令和5年4月1日以降に取得したもの】

物価上昇等の現下の経済情勢を踏まえ、中小事業者等の生産性の向上や賃上げの促進を図るため、町から認定を受けた 先端設備導入計画に基づき取得した設備について一定の要件を満たす場合に、固定資産税の特例措置を設けています。

1. 軽減対象者

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人 ※ただし、大企業の子会社等を除く

2. 適用期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

3. 軽減対象資産

- ・認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された(1)から(4)の設備
- 生産、販売活動等の用に直接供されるものであること
- 中古資産でないこと

資産の種類		最低取得価格
(1)	機械•装置	・1台または1基の取得価額が160万円以上のもの
(2)	測定工具及び検査工具	・1台または1基の取得価額が30万円以上のもの
(3)	器具•備品	・1台または1基の取得価額が30万円以上のもの
(4)	建物付属設備 ※ 家屋と一体となって効用を果たすものを除く	・1台または1基の取得価額が60万円以上のもの

4. 軽減内容

賃上げ方針の 表明なし	新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分に限り、 固定資産税の課税標準を1/2に軽減	
賃上げ方針の	令和5年4月1日から 令和6年3月31日までに取得	新たに固定資産税が課せられることとなった年度から5年度分に限り、 固定資産税の課税標準を1/3に軽減
表明あり	令和6年4月1日から 令和7年3月31日までに取得	新たに固定資産税が課せられることとなった年度から4年度分に限り、 固定資産税の課税標準を1/3に軽減

5. 申告時の添付書類

- ① 認定を受けた「先端設備等導入計画」の写し
- ② 「先端設備等導入計画認定書」の写し
- ③ 認定経営革新等支援機関による「先端設備等に係る投資計画に関する確認書」の写し
- ④ 特例適用申告書(町ホームページからダウンロードできます)

※詳しくは中小企業庁ホームページをご覧ください。

問合わせ先 下諏訪町 税務課 資産税係

電話:0266-27-1111 (内線234) mail:sisan@town.shimosuwa.lg.jp